

生駒市議会タブレット端末導入及び運用業務仕様書

令和8年4月
生駒市

1 業務名

生駒市議会タブレット端末導入及び運用業務

2 目的

本業務は、生駒市議会にタブレット端末を導入し、文書共有システム及びチャットツール等を活用することにより、議会における文書の電子化等を促進し、議会運営の効率化や議会の活性化を図るとともに、危機管理体制の強化を図る。

3 履行期間

導入業務：契約締結日～令和8年7月31日

運用業務：令和8年8月1日～令和11年7月31日

なお、天災等、受注者の責めに帰することができない場合やその他の事由により導入業務の履行期間内に納品できないと見込まれる場合は、双方の協議の上、履行期間を変更する。

4 タブレット端末機器等の納品

業務内容に示す全ての作業を実施した上で、導入業務の履行期間内にタブレット端末機器等27台一式を納品し、納品の際は、本市が指示した初期設定内容その他設定内容がわかる納品書を提出し、本市の検査を受けること。

5 タブレット端末機器等の納品場所

生駒市議会事務局（生駒市東新町8番38号 生駒市役所5階）

6 業務内容

次の（1）～（7）の業務を一括して行うものとする。

（1）タブレット端末機器等の調達

以下の仕様を全て満たす最新のタブレット端末機器等の新品未使用品をレンタルにより納品すること。

- ① 機種 iPad Air 13インチ (M4) 27台
- ② OS iPadOS 26以上
- ③ データ通信方式 Wi-Fi 及びセルラーに対応していること。
- ④ 内蔵メモリ容量 128GB以上
- ⑤ 通信機能 5G又は4G通信方式が利用可能であること。
- ⑥ 無線LAN Wi-Fi 7に対応していること。
- ⑦ 本体同梱物 本体に同梱されている電源アダプタ及び充電ケーブルも本体と併せて納品すること。

⑧ 付属品

以下の仕様を全て満たす付属品を購入により本体と併せて納品すること。

（ア）画面保護フィルム 27台分

（A）6（1）①で指定する機種に対応していること。

（B）指紋防止及び衝撃吸収機能を備えていること。

例示品：エレコム製 TB-A25XFLAPNH

（イ）本体カバー 27台分

- (A) 6 (1) ①で指定する機種に対応していること。
- (B) タブレット端末全体を覆うことができること。
- (C) 専用タッチペンが収納できること。
- (D) スタンド機能を有し、縦向き及び横向きに対応できること。
- (E) 装着した状態で本体の充電ができること。

例示品：エレコム製 TB-A25XMG360BK

(ウ)専用タッチペン (Apple Pencil Pro) 27本

- ⑨ 本体及び本体カバーの色 指定なし。ただし、全て同色とすること。

(2) 通信回線、通信回線付加サービス及び通信環境の提供

以下の仕様を全て満たすデータ通信回線27回線を提供すること。

① インターネット接続

インターネット接続が可能であること。また、インターネット及びメール等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。

② セルラー通信方式

タブレット端末で利用可能な5G又は4G通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。

③ セルラー通信によるデータ通信容量

通信速度制限がかかることなく利用できるデータ通信容量を1回線当たり3GB/月以上とすること。

④ セルラー通信容量による通信利用料

ユニバーサルサービス料金や電話リレーサービス料金など、その他モバイル通信サービスを利用する上で必要となるものについては、基本料金に含め、基本料金は、通信の時間及びデータ量に関わらず定額であること。

なお、ユニバーサルサービス料金や電話リレーサービス料金の金額に変更が生じた場合は、別途協議を行うこととする。

ただし、データ通信総量が契約上限を超えた場合における通信速度制限を解除する場合は、容量追加料金を別途支払うものとする。

⑤ セルラー通信容量の上限設定等

1回線当たりのデータ通信容量に上限の設定ができること。

⑥ 通信環境の提供

生駒市役所内において、27台が同時に接続した場合でも、5G又は4G通信方式で通信が可能であること。なお、通信環境調査を要する場合は、本市と協議の上、事前に実施することができるものとするが、当該調査に係る費用は各入札参加者が負担すること。

(3) タブレット端末管理サービスの提供及び管理者機能の設定

以下の仕様を全て満たすタブレット端末管理サービス（以下、MDMサービスという。）を27台分提供すること。その際、本市が指定するID（以下、管理者という。）に管理者機能の設定を行うこと。

① MDMサービス

(ア)端末の遠隔管理

- (A) 盗難、紛失等の際に、回線に対して、管理者が行う遠隔操作による利用中断及び再開が可能であること。また、端末が圏外・電源OFF等により利用中断・再開に失敗した場合でも、通信可能となった際、自動的に利用中断・再開できること。
- (B) 盗難、紛失等の際に、タブレット端末に対して、管理者が行う遠隔操作による画面ロック及び初期化が可能であること。また、端末が圏外・電源OFF等により画面ロック・初期化に失敗した場合でも、通信可能となった際、自動的に画面ロック・初期化できること。
- (C) 盗難、紛失等の際に、管理者が行う遠隔操作により通信回線及びタブレット端末の位置情報を取得できること。
- (D) 管理者が行う遠隔操作により対象タブレット端末のOS更新、アプリケーションのインストール、アンインストールが可能であること。
- (E) 管理者以外によるアプリ等のインストール、アンインストールの制限が可能であること。

(イ)インターネット閲覧制御

インターネットの閲覧先をカテゴリ単位で制限できること。なお、当該機能は、MDMとは別のソフトウェア等を提供することによる実現も可とする。

(ウ)情報取得

i P a d O Sのバージョン情報やインストール済みアプリケーション(バージョン含む)の情報が取得できること。

(エ)データセンター

日本国内にデータセンターを有するクラウド型サービスであること。

② 管理者機能

- (ア)管理者は、任意のWebブラウザを用いて、MDMサービスの管理者機能を利用できるクラウド型の管理サービスとし、利用に当たり、本市の業務用パソコンへのソフトウェアのインストール等の作業が不要であること。
- (イ)管理者機能へのログインには、ID、パスワード等、最低でも2つ以上の要素で認証が必要であること。
- (ウ)当該管理者機能を用いる対象を一括で設定することが可能であること。

(4) コミュニケーションツールの提供

端末利用者間の連絡用ツールとして、タブレット端末27台にLINE WORKS(無料版)をインストールの上、納品すること。

(5) 運用設計

本市と協議を行い、業務内容について適切な運用設計を行うこと。

(6) 初期設定

運用設計に基づく初期設定仕様を作成の上、これに従い、初期設定を実施し、データ通信等が利用できる状態で納品すること。また、設定に当たっては、以下に示す全ての作業を実施すること。

- ① 画面保護フィルムの貼付
- ② 管理台帳の作成
管理番号、端末固有番号、データ通信契約番号等を記載し、電子データで納品すること。様式については、協議の上、決定する。
- ③ 各タブレット端末の利用開始設定（アクティベーション設定等）
- ④ 各タブレット端末を識別するためのラベル貼付
ラベルの記載内容や貼付位置等については、協議の上、決定する。
- ⑤ 本市が指定する全ての機能、アプリケーションのインストール、ホーム画面、ブックマーク登録等の設定
- ⑥ 本市が指定するWi-Fiアクセスポイント情報の設定
- ⑦ 本業務とは別に、本市においてライセンスを調達する文書共有システムのアプリケーションのインストール

(7) マニュアルの作成及び研修

以下のマニュアルを作成及び研修を実施すること。なお、研修の開催日時・内容は、本市と協議の上、決定する。

- ① タブレット端末設定マニュアル
- ② 利用者マニュアル
記載に従った操作により、支障なく関係サービスを利用できる内容とすること。
- ③ 管理者マニュアル
関係サービスについて、利用アカウント及びその権限の管理に必要な作業手順、その他必要な事項を記載すること。
- ④ 利用者向け研修（対面形式） 2回（別日での開催を想定）
上記②の内容を中心に、実機を用いた研修を実施すること。
※研修内容や開催日時については、本市と協議の上決定する。
- ⑤ 管理者向け研修（対面形式） 1回
上記①及び③の内容を中心に、実機を用いた研修を実施すること。
※研修内容や開催日時については、本市と協議の上決定する。

7 タブレット端末のレンタル保守及び補償

タブレット端末の保守及び補償については、以下の仕様を全て満たすこと。

- (1) タブレット端末及びMDMサービスの利用又は障害に関する問い合わせに対応すること。
- (2) 問い合わせ対応時間は、月曜日から金曜日の午前9時00分から午後5時15分（祝日・年末年始は除く。）とし、本市からの問い合わせに迅速に対応でき

る体制を整えていること。

- (3) (2)に指定した時間以外の日時であっても、会議等での使用において緊急事態が発生した場合には、電話やメール等による対応を行うこと。
- (4) 本市と円滑に連絡調整が行えるよう、連絡窓口や責任者等を明記した保守体制表を作成し、納品時に提出すること。
- (5) 水没、全損、紛失、盗難、破損及び故障並びに自然故障（以下、故障等という。）を補償範囲とする補償サービスを提供すること。
- (6) 故障等によりタブレット端末が使用できない場合は、回数制限なく、交換品（リフレッシュ品）を無償で提供すること。なお、交換品は、「6（4）」「6（6）（①を除く）」と同様の初期設定を実施した状態で提供すること。
- (7) 代替タブレット端末は、交換を依頼したときから、原則5営業日以内に提供すること。

8 請求及び支払方法

請求及び支払方法については、以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 導入業務期間中における付属品、契約事務手数料、初期設定等の導入に係る費用は、納品検査が完了した後、それぞれ請求すること。
ただし、導入業務期間中における上記以外の費用は、受注者の負担とする。
- (2) タブレット端末のレンタル及び通信サービス等の費用は、各月ごとに全回線一括で請求すること。ただし、容量追加料金が生じた場合は、代表回線に加算して請求すること。
また、請求書と併せて、回線ごとに通信料金、タブレット端末のレンタル代金及びデータ通信使用量が確認できる内訳明細を添付すること。

9 タブレット端末の回収

受注者は、賃貸借期間満了後、発注者の指示に従い、受注者の負担で全てのタブレット端末の回収を行うこと。

10 セキュリティ

以下のセキュリティ対策を講じること。

- (1) 端末ごとにパスワード等によるアクセス制御及び利用者権限の制限がなされていること。
- (2) 第三者による不正使用又は情報漏えいに対する十分なセキュリティ対策が講じられていること。
- (3) 技術的な脆弱性に関する情報を定期的に収集し、対応手順等を提供すること。

11 法令等の遵守

本業務の履行に当たっては、有線電気通信法及びこれに基づく政省令、関係法令やガイドライン、本市が定める関係条例等を遵守すること。

また、個人情報保護法に基づき、個人情報の適正な取り扱いを行うこと。

さらに、個人情報の取扱いに関する詳細な手順を明示し、必要に応じて従業員に対する研修を実施するとともに、個人情報漏えい時の対応手順を確立すること。

1.2 通信事業者の要件

通信事業者については、本業務に必要な通信回線を安定的に提供できる体制を有すること。また、以下の条件のいずれかを満たすこと。

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に規定された、総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスに係る無線局を自ら開設、運用しているもの、または、そのグループ会社であること。
- (2) 上記電気通信事業を営む者との代理店契約等により、同等の通信サービスを提供できる体制を有すること。

1.3 その他特記事項

- (1) 本業務において、業務遂行上知り得た一切の情報は本業務のみで使用し、本市の同意なく第三者に漏えい又は開示してはならない。
- (2) 本業務の実施完了後は、これに関する情報を確実に廃棄すること。
- (3) 個人情報を取り扱う場合においては、個人情報の保護に関する法令及び規範を遵守するとともに、個人情報保護の重要性を認識し個人の権利または利益を侵害することのないよう、その取扱いを適正に行うこと。
- (4) 受注者は業務遂行にあたり本市と密接な連携をとりながら業務を遂行するものとする。また本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、本業務を遂行するために必要な事項は実施すること。
- (5) 生駒市情報セキュリティ基本方針および生駒市情報セキュリティ対策基準を十分理解して提案すること。
- (6) 一切の紛争は日本国内の裁判所が管轄するとともに、契約の成立、効力、履行および解釈は日本国内法に準拠していること。